

## 令和4年度 栃木県立富屋特別支援学校 いじめ防止基本方針

本校では、全ての教職員が、「いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る」という事実を踏まえ、児童生徒の尊厳を守りながら、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組みます。

いじめ防止等の対策及びいじめ解消のための組織として、「児童生徒指導委員会（いじめ防止対策）」を組織し、保護者等、地域、関係機関とも連携しながら、「いじめの起こらない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、解消に向けて組織的に対応します。

特に、重大事態が発生した場合には、県教育委員会に報告し、連携しながら対処するとともに、所轄の警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

本基本方針には、「栃木県立富屋特別支援学校いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を設け、教職員はその計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

### 1 組織的な対応に向けて

- いじめ防止等の対策委員会として、「児童生徒指導委員会（いじめ防止対策）」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応します。
- 児童生徒及び保護者等に対して、「児童生徒指導委員会（いじめ防止対策）」の存在や活動が明確に捉えられるよう努めます。
- いじめを始めとする児童・生徒指導上の諸問題に関する校内研修を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

### 2 いじめの未然防止に向けて

- 児童生徒一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせるため、児童生徒が「いじめ防止のポスター」等を制作したり、「えがお集会（放送）」等でいじめ防止を呼び掛けたりするなど、いじめの防止に資する活動等を通して「いじめを許さない心」や「いじめを起ささない力」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決を図れるよう、計画的な指導を実践します。
- 児童生徒一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」の取り組みを充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- 児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめを止めさせるための行動や知らせる行動を取る重要性を理解、させるよう努めます。
- 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする教員にならないよう、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

### 3 いじめの早期発見に向けて

- いじめは、大人の目が届かない時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりすることを、教職員一人一人が強く認識します。
- 児童生徒の声に耳を傾け、児童生徒の行動を注視し、児童生徒のささいな兆候であつてもいじめの可能性を疑い、見逃さないようにします。
- 「学校生活アンケート」の実施等により、いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して特定の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- 日頃から児童生徒との信頼関係を深め、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者等との情報共有に努めます。
- 児童生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にし、周知に努めます。

### 4 いじめの早期解消に向けて

- いじめられた児童生徒を徹底的に守り通します。
- いじめられた児童生徒や保護者の立場に立って対応します。
- いじめを発見、又はいじめの相談を受けた場合には、「児童生徒指導委員会（いじめ防止対策）」に報告し、組織的な対応につなげます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思ひ込むことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- いじめた児童生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省を促し、二度とないじめることのないよう、しっかりと指導します。
- いじめられた児童生徒といじめた児童生徒への対応は、教職員全員の共通理解、保護者等との協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組みます。
- いじめを行為で児童生徒に対しては、自分自身の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されぬ行為であり、見逃さず報告し、よい態度を育成します。
- いじめの解消については、単に謝罪やいじめの行為を止んだことをもって安易に判断するのではなく、いじめられた児童生徒の状況を注視し判断します。また、いじめが解消した後も、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。